

令和8年度 事業計画書

(自令和8年4月1日 至令和9年3月31日)

雪センターは、河川、道路、住宅、下水道及び公園等の施設の整備、維持管理に関し、克雪、利雪及び親雪等に関する総合的な調査、情報・資料の収集提供等を行うことにより、雪に対する安全性、快適性等の向上を図り、もって地域振興と国民生活の向上に寄与するという使命を目的とし、事業の公益性、必要性、緊急性等を十分に認識したうえで、有効かつ効率的に事業を推進することで、雪センターに課せられた使命を果たして行くこととする。

1. 雪に関する調査及び情報・資料の収集並びに情報提供事業

主要な公益目的事業の1つである「雪に関する調査、情報・資料の収集、情報の提供事業」として、機関誌の発刊、メール配信、ホームページの活用等により、適宜適切な情報提供を行うこととする。

また、ホームページを活用した情報提供のあり方については、更に検討を進めて行くこととする。

(1) 機関誌「ゆき」の発刊による情報の提供

雪関係の業務に従事する関係者の直面する問題を取り上げ、国、地方自治体、民間企業・建設業者、関係法人、研究機関、大学、商工会、ボランティア団体、住民等の幅広い方々から執筆を頂き、多くの深刻な問題に直面している現在の気候変動による自然条件の変化、少子高齢化・過疎化等による社会・経済状況の著しい変化による雪対策に関し、深刻な問題に直面している関係者に適切な情報の提供を行うこととしている。

本年度も、会員の直面する課題についての特集を企画し、関係する多くの機関、関係者に理解と協力を得、執筆の依頼をし、その内容の一層の充実を図り、より適切な情報の提供を行うこととする。

機関誌「ゆき」は年4回の発刊を予定する。

(2) メールによる情報提供

メール登録した会員に対し、メールにより随時情報を提供する。提供する情報については、各行政機関等が発する雪関係情報、国交本省及び国交省外局並びに地方整備局が発する総合行政情報並びに統計情報とし、広く自治体会員の運営や、民間企業会員の経営に活用できるものを提供することとし、本年度も、関係機関の協力も得て、情報量の拡大、質の向上、提供頻度の増加に努め、積極的な情報提供を行うこととする。

また、未登録会員へのメール登録を引き続き呼び掛けていくこととする。

(3) 雪センターのホームページによる情報提供

① 雪関係業務情報

会員が雪関係業務により効率的、効果的に利活用が可能と思われる情報を提供して行くこととし、更に内容の充実等を目指すこととする。

② 雪の状況に関する情報

雪の状況に関する情報として、地域の雪の状況、警報・注意報などの気象情報が容易に得られるよう情報を提供することとし、更に利用者が利用しやすいよう改良を目指すこととする。

③ 道路の現状に関する情報

道路の状況について、地域別、道路種類別に情報提供をすることで、よりの確、効率的に情報が得られるよう提供することとし、更に利用者が利用しやすいよう改良を目指すこととする。

(4) ホームページによる会員の紹介

① 自治体会員の紹介

会員である地方自治体の魅力や特色を活かした地域の発展、振興策(観光、イベント、特産物等)への取組状況を、雪センターのホームページを使って提供するコーナーを設け、会員自治体に対し、積極的な活用を呼びかけることとする。

② 企業会員の紹介

会員である民間企業が、地域における活動状況(事業実績、会社概要、受注業務、保有技術等)、地域で果たしている重要な役割、貢献する姿を、雪センターのホームページを使って提供するコーナーを設け、会員民間企業に対し、積極的な活用を呼びかけることとする。

(5) 除雪・防雪技術資料の収集・整理と提供

令和7年に発刊した「防雪ハンドブック 2025 改訂版」の販売及び改訂内容等に関する外部からの問い合わせ等に対応して行くこととする。

2. 積雪寒冷地域の地方自治体への支援事業

積雪寒冷地域の地方自治体相互が、あるいは自治体と関係機関が連携・協力して、雪対策に取組めるように、自治体の活動を支援することとする。

本年度も自治体及び関係機関が連携・協力した雪対策に関する活動の実施が行われるよう支援等の推進を図ることとし、これにより、会員の確保も目指すこととする。

(1) 市町村への活動支援

市町村会員(201)からなる全国的な組織として全国雪対策連絡協議会を設置し、雪センターがその事務局を務め、運営に当たることとする。

また、下部組織である道県別に設置されている13の雪対策協議会が行う活動も支援して行くこととする。

① 全国雪対策連絡協議会の設置と運営

雪センターは全国雪対策連絡協議会を設置し、その事務局を務め、201市町村が所属する13道県の雪対策協議会が相互に情報交換、意見交換し、情報を共有する機会を設定し、その活動の促進を図ることとし、以下の活動を行うこととする。

ア 定期総会の開催

全国雪対策連絡協議会の定期総会は7月に開催を予定し、活動方針等について討議・決定を行うこととする。また、開催に際し、国土交通省関係部局幹部から所管行政に関する最近の情勢等についての情報提供や説明を受ける機会を設けることとする。

イ 要望活動の実施

要望活動については、夏期及び秋期に実施することとする。

夏の要望活動は、定期総会終了後、決議された要望書をもって行うこととする。また、秋の要望活動は、積雪寒冷地域への予算の拡大や新たな施策・制度の創設などを重点項目とした要望書を作成し、これをもって行うこととする。

いずれの要望書についても、各協議会を通じて提案された意見・要望事項を事務局で収集・集約・編集するとともに、要望先である関係機関とも調整を図り作成することとする。

また、要望活動に先立って、要望先の窓口担当者と密接な連絡を取り、要望内容、要望者等についての情報を事前に伝えるとともに、要望スケジュール等を調整することで、要望者が要望先の幹部と直接面談し、要望内容の説明と意見交換をより効率的・効果的に行えるよう準備を行うこととする。

ウ 豪雪に対する緊急要望活動等の実施

降雪期の降雪状況に応じて、全国雪対策連絡協議会として国等に対し緊急に要望することが必要となる事態が生じた場合には、実情を説明する資料とともに、具体的な対応策を求める要望書を作成し、関係機関に緊急要望活動を行うこととする。

② 各道県の雪対策協議会活動の支援

ア 情報提供と情報交換

道県別に組織されている全国13の雪対策協議会に対しては、適宜必要な情報提供をするとともに、協議会相互の情報交換・意見交換の場を設け、会員相互の情報共有と協力体制の強化に努めることとする。

各協議会で開催する総会への参加要請に対しては、極力参加することとし、情報提供、意見交換・情報交換を行うこととする。

イ 協議会の定常活動に対する支援

各協議会が行う定常的な活動に対して、会員数や活動状況に応じて、支援金を配賦し、活動がより活発化、効果的に行われるように誘導して行くこととする。

ウ 協議会の自主的活動に対する支援

各協議会が自主的に計画して実施する事業のうち、支援すべきと判断できるものに対しては、個別に支援を行うこととする。事業の一例として、講演会、研修会等があるが、それぞれの協議会が積極的に企画し実施するよう誘導して行くこととする。

各協議会に対し、支援事業の趣旨を周知するとともに、自主的な活動の実施を促し、各協議会の活動の一層の活発化を図ることとする。

(2) 道県政令市の活動支援

道県政令市については、市町村の雪対策協議会のような組織はない。気候変動や少子高齢化・過疎化等、多くの課題を抱えた雪対策では、地域における国の機関、道県政令市、市町村、その他関係機関が連携・協力した活動が、以前に増して重要になってきている。その中心的な役割を担っているのが道県政令市である。

このため、各地域内（道内・県内等）において道県政令市が中心となって、関係機関と連携・協力体制を確立・強化するために行う活動、例えば、道県政令市が中心となり、関係機関に参加を呼び掛けて行う情報交換会、調整会議、セミナーや雪対策の事前説明会・事後報告会等、企画・立案し実施するものを雪センターが支援することとする。

(3) 積雪寒冷地の民間企業の活動への支援

民間企業会員の活動や地域への貢献等について、機関誌への執筆や、雪センターホームページを活用した広報等を通じ、それらを広く伝えるように呼び掛けることとしている。今後は民間企業会員の実情や抱える課題について、雪センターが連絡・調整役となって、国、道県市町村等との意見交換等が行える場を設けることも検討することとする。

3. 雪に関する会議等への参画事業

雪国の地域づくりや雪に関する調査・研究等に関して、国、道県、市町村及び関係団体等が行っている様々な活動に対して、雪センターは、主催者の一員として、或いは参加者として積極的に協力・支援を行っていくこととする。

(1) 雪関係シンポジウム、研究会等への参加、支援

① ゆきみらい及びふゆトピア・フェア

毎年開催地を変えながら開催されている「ゆきみらい」、「ふゆトピア・フェア」は、前年度「ゆきみらい 2026 in 大館」として秋田県大館市で開催された。

本年度は「2027 ふゆトピア・フェア」として北海道帯広市で開催される予定となっている。雪センターは北海道開発局、北海道、帯広市等とともに、主催者として、また実行委員会のメンバーとして、開催の準備、企画段階から運営に至るまで深く関与するとともに、発表論文の評価・審査にも当たることとする。

② その他シンポジウム等

国内外の会議、シンポジウム等に対して参加、協力等を行い、雪寒地域の振興について支援するとともに、雪センターの事業目的に適合する各種事業及び雪寒事業を促進するための啓発活動に協力することとする。

雪センターは世界道路協会 (PIARC) の国際冬期道路会議への参画は要請があった場合には参画することとする。

(2) 雪関係行事、催しへの後援等

各機関の行う行事等について、雪センターに対し後援等の依頼があり、雪センターとして必要性のあるものについては積極的に応じていくこととする。

4. 会員確保対策

地方自治体や民間企業あるいは民間企業団体、財団・社団法人等に対し、センターの会員としてのメリット等を積極的に説明し、入会の勧誘を引き続き行っていくこととする。

業界団体に対しては、全国規模の業界団体のみならず、県単位の業界団体の入会も勧めていくこととする。